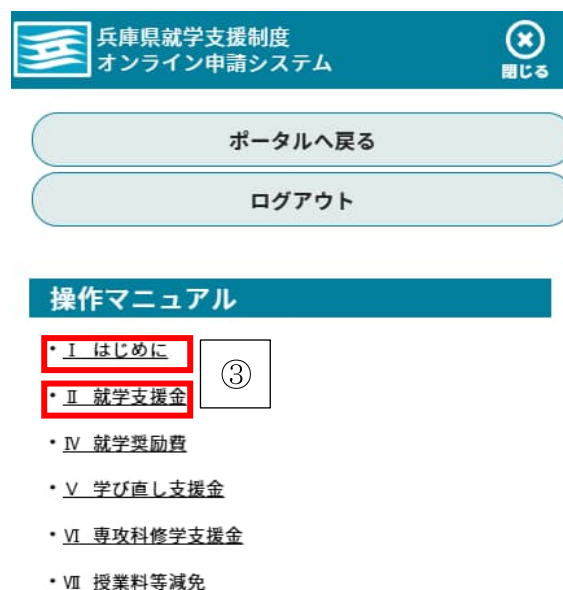
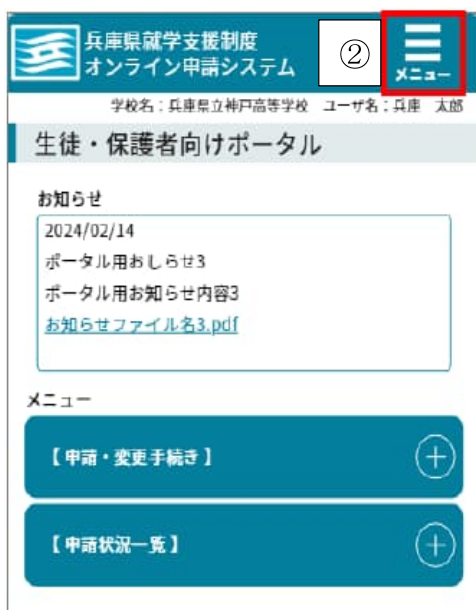


高等学校就学支援金（高校生等臨時支援金） 申請について

- 全員必ず申請を行っていただく必要があります
- 申請期限は7月8日（火）となります
 - ・ 申請手続きは ①個人でマイナンバーの入力 もしくは ②学校へ課税証明書等の提出 のどちらかになります
 - ・ 申請手続きをすることにより、高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のどちらに該当するか判定し、授業料の支払が不要となります
- 何も申請をしない方は授業料を負担していただきます

申請手順・操作マニュアルの見方

- ① P4 のオンライン申請システムの URL または QR コードから、配布した ID・パスワードを入力し、ログインする。
- ② 画面右上のメニューをクリック
- ③ 操作マニュアル I はじめに、II 就学支援金 をご参照ください



申請手順 ※以下は就学支援金(臨時支援金の申請を兼ねる)の申請手順です。
入力項目は制度によって異なります。

1. ログイン

ID・パスワードを入力します
申請メニューを選択します
⇒操作マニュアル
Ⅰはじめに P6,7 参照

2. 生徒情報・ 学校情報入力

表示される情報を確認し
修正・追加等入力を行います
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P4～10 参照
もしくは P43～46 参照

3. 保護者等 情報入力 (下の①保護 者等情報入 力画面参照)

(初回申請(これまでにマイナンバ
ーを提出したことがない方))
保護者等人数確認画面から
保護者等情報を入力します
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P12～14 参照

(2回目以降の申請(1度でもマイ
ナンバーを提出したことがある方
など))
前回申請情報に変更がある場合
修正します
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P47～52 参照

4. 申請情 報入力 (次頁の ②申請情報 入力画面 ★重要★ 参照)

申請についての意向確認をし
ます。生活保護受給の場合、生活
保護関連情報を入力します
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P15 参照
もしくは P53 参照

5. 収入情 報入力 (次頁の③ 収入情報の 入力方法 参照)

(申請を提出する場合のみ)
審査に必要な課税情報の取得や
個人番号の入力等を行います
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P16～37 参照
もしくは P54～75 参照

6. 提出

入力内容を確認し、電話番号・メ
ールアドレスを入力し「申請を行
う」ボタンを押すと、申請完了です
申請完了後、送付状(黄色用紙)
を学校へご提出ください
⇒操作マニュアル
Ⅱ 就学支援金 P38～40 参照
もしくは P76～78 参照

① 保護者等情報入力画面 (初回申請時)

(2回目以降の申請時)

- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力ができないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ ID・パスワード通知書は閲覧・印刷等に必要なので、大切に保管してください。

- ★ 「就学支援金の判定のため、受給資格認定申請（収入状況届出）を提出します」(実際の画面と文言が異なる場合があります)を選択し、必要情報を入力することで授業料の支払が不要となります
- ★ 上の選択肢を選択しない場合は授業料をご負担いただきます
- ★ 生活保護受給の場合は、操作マニュアルⅡ 就学支援金 P15 もしくは P53 をご参照ください

上の選択肢を選択してください

※生活保護受給の場合はこちらもご入力ください
(左画面をスクロールした先にあります)

申請情報

意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

☒ 就学支援金の判定のため、受給資格認定申請（収入状況届出）を提出します。

☐ 所得制限基準に該当する、またはその他の理由により、受給資格認定申請（収入状況届出）を提出しません。

「所得制限基準」とは
保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計が304,200円以上

生活保護関連情報

生活保護の受給状況

☒ 生徒が1月1日現在生活保護法による「生活扶助」を受けている世帯に属している。

生活保護受給

都道府県 **必須**
兵庫県

市町村 **必須**
神戸市

③収入情報の入力方法

保護者様ごとに以下のいずれかの方法で収入情報を提出することができます。
(例: 父はⅠの個人番号カードによる申請、母はⅢの課税証明書による申請 など)
⇒操作マニュアルⅡ 就学支援金 P16 もしくは P54 参照

Ⅰ. 個人番号カードを持っている場合

⇒操作マニュアルⅡ 就学支援金 P17～34 もしくは P55～72 参照

保護者等の個人番号カードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得し、提出することができます。この場合、個人番号を提出する必要はありません。

※申請する制度により取得する情報が異なり、複数回カードを読み取る場合があります。



Ⅱ. 個人番号カードを持っていないが、マイナンバーを利用して申請する場合

⇒操作マニュアルⅡ 就学支援金 P35 もしくは P73 参照

保護者等の個人番号・課税地情報等を入力し提出することで、県が個人番号を利用して課税情報等を確認することができます。過去に個人番号を提出済の場合、個人番号の再提出は不要です。

Ⅲ. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

※必ず学校へ課税証明書(原本)をご提出ください

⇒操作マニュアルⅡ 就学支援金 P36 もしくは P74 参照

Ⅲ-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。

Ⅲ-2 課税証明書等を書面で学校に提出します。

The screenshot shows a web form for uploading a tax certificate. It includes a title bar with three radio buttons: '個人番号を入力する' (selected), '所得課税書類を画像添付にて提出する', and '所得課税書類をシステム上で学校へ提出する'. Below this is a section titled '所得課税書類登録' with instructions to select the period of the certificate. There are two checkboxes: '4月～6月分の支給を受けたいので前年度の課税証明書等を添付します。' and '7月～翌年6月分の支給を受けたいので今年度の課税証明書等を添付します.'. A large rectangular box is provided for the file upload, and a blue button labeled 'ファイル選択' (Select File) is at the bottom.

その他

- 申請手順の詳細については、オンライン申請システムに掲載の「申請者向け操作マニュアル」や、兵庫県教育委員会事務局財務課 HP に掲載の FAQ 等をご確認ください。
- 書面での申請を希望される場合は、学校に申し出てください。
- 制度についての不明点を AI が自動回答する「高等学校等就学支援金等に関する自動応答システム」もご利用ください。

オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



財務課 HP (<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)



就学支援金等に関する自動応答システム (<https://hyogo-shuugaku.cbx.ai/>)



生業扶助を受けている、もしくは住民税非課税世帯の方は高校生等奨学給付金の受給対象となる場合があります。該当の方は、今回の申請と同様にオンライン申請システムから手続きをしてください。

生徒・保護者等のみなさまへ

高等学校就学支援金の申請に用いるマイナンバーの取扱いについて

兵庫県教育委員会では、高等学校等就学支援金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して税情報の確認等を行います。提出された個人番号は、以下のとおり取扱います。

- 就学支援金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の取得・確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

なお、控除対象配偶者の方については原則として申告不要ですが、主たる生計維持者の所得状況によって、判定に影響がある（年収910万円程度）場合は、配偶者の方の課税状況の確認が必要になる場合があります。

この場合は、主たる生計維持者の税情報確認後、迅速に配偶者の方の確認を行うため、課税（非課税）証明書の取得をお願いすることとなります。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。

この紙を必ず提出してください

送付状

- ・ 高等学校就学支援金（高校生等臨時支援金）の申請について、該当する申請方法について、チェックしてください

	I. 個人番号カードを持っており、マイナポータルから課税情報等を取得し、申請した場合
	II. マイナンバーの入力のみで申請する場合（マイナポータルから課税情報等を取得しない場合）
	III. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

- ・ 高校生等奨学給付金の申請について、該当する申請方法について、チェックしてください

	申請しない（生業扶助を受けておらず、住民税非課税世帯ではない）
	I. 個人番号カードを持っており、マイナポータルから課税情報等を取得し、申請した場合
	II. マイナンバーの入力のみで申請する場合（マイナポータルから課税情報等を取得しない場合）
	III. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

出席番号 名 前

年 組		
----------	--	--